



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマザキ
代表者名 代表取締役社長 山崎 好和
(JASDAQ・コード6147)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役総務部長 佐々木 雅通
電話 053-434-3011(代)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び 240 条の規定に基づき当社取締役及び当社従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を取締役に委任すること、ならびに会社法第 361 条の規定に基づき、金銭でない報酬として当社取締役にストックオプションとしての新株予約権を付与することについての承認を求める議案を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせするとともに、「支配株主との取引等に関する事項」についても合わせてお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的とする。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役、当社従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

このうち、取締役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は 50,000 株を上限とする。

なお、新株予約権発行後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当も含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行後に当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

1,000 個とする。

このうち、取締役を付与対象とする新株予約権の総数は 500 個を上限とする。

（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株。ただし、(2) に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価格及びその算定理由

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割り当て日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）に株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ。）、また、割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近の終値）のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で株式を発行し又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式においては、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成27年9月1日から平成31年8月31日

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 権利行使時において、当社の取締役又は従業員であること。また、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、権利の行使を認めるものとする。
- ② 新株予約権の相続は認められないものとする。
- ③ 譲渡による新株予約権の取得については、これを認めない。
- ④ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、その承認決議の日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)及び(3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
前記(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の禁止
譲渡による新株予約権の取得については、これを認めない。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
前記(9)に準じて決定する。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行は、その一部につきまして、割当を受ける対象者のうち、当社取締役3名及び当社従業員1名が当社支配株主及び当社支配株主の二親等以内の親族であるため、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則ならびに手続に基づいて決議しております。また、権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。

(2) 少数株主に不利なものではないことに関する、支配株主と利害関係を有しないものによる意見

支配株主と利害関係のない社外監査役である美和忠久監査役、山口直久監査役、後藤勲夫監査役の3名より、以下の事由により公平性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益なものではないことにつき、意見を得ております。

- ① 取締役の業務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- ② 本件ストックオプションが社内で定められた規則ならびに手続に基づいていること。
- ③ 権利行使価格をはじめとする発行内容及び条件の決定方法等を確認し、指摘すべき問題はなかったこと。

なお、上記3名の社外監査役は平成25年5月20日開催の当社取締役会で本件に係る議案について審議に参加し、当該議案に異議がない旨を表明しております。

(3) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社では、平成24年6月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に、以下の内容で支配株主との取り組み方針を記載しており、本件は、この基本方針に則って決定しております。

「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について当社取締役会で審議の上決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。」

以上